第4章 分野別の政策・施策

各政策ページでは、政策を構成する全ての施策を含めて、政 策の全体像を記載しています。

各施策ページでは、政策を構成する施策のうち、特に重点的 に取り組む施策(計画施策)について、現状と課題、方向性、 指標、主な取組内容を記載しています。

区民一人一人が、生涯にわたって心身ともに健康で生き生き と過ごせるまちを目指します。また、高齢者や障がい者を含め、 だれもが安心して暮らせる活気ある地域社会を目指します。

生涯健康都市

《政策》

1 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現

《政策》

2 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成

1 政策:生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現

【この政策の主となる所管部:健康部】

現状

荒川区では、がん・心疾患・脳血管疾患などの生活習慣病にかかる人が多く、その結果 は平均寿命や壮年期の死亡率等の指標に表われています。これは、医療費や介護費の増加 ばかりでなく、区民の生活の質という観点からも重要な課題となっています。

そのため、区民が生涯にわたって健康で生き生きと生活できるよう、健康についての意識 啓発や健康づくりに対する支援を行うことが必要です。また、荒川区が保険者として適正に国民健康保険制度を運営し、今後予定されている医療制度改革を推進し、健康を支える保険・医療体制を整備する必要があります。

さらに、新型インフルエンザを始めとする新たな感染症や大規模な食中毒の発生などの健康危機から区民の生命と健康を守り、安心を確保するための体制を整備する必要があります。

政策の方向性

だれもが生涯にわたって健康を保持し、充実した人生を送ることができるよう、健康寿命の延伸と早世の減少に向けた取組を進めていきます。

健康づくりに対する区民の意識を高め、区民自らが健康づくりに取り組める環境や安心 して医療を受けられる保険・医療体制の整備を進めていきます。

あらゆる世代にわたり食育を推進し、区民の健康づくりを支援していきます。

政策を構成する施策

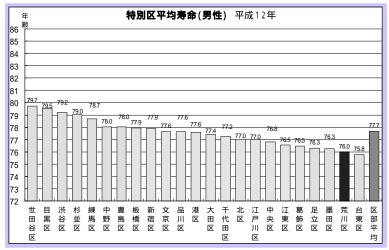
1 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現(1)区民の健康づくりの推進(P24)

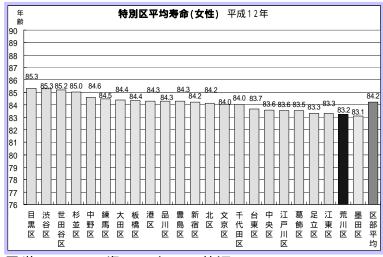
— 健康危機管理体制の整備

- 地域医療の充実

(2)健康を支える保険・医療体制の確立(P26)

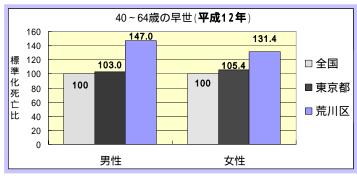
平均寿命の状況(平成12年)

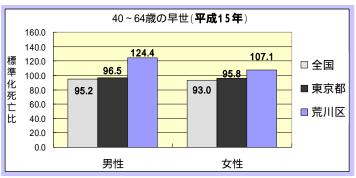




出典:2000 年市区町村別生命表 (厚生統計協会)から作成

早世 (40~64歳の死亡)の状況





出典:人口動態調査(平成 15 年厚生労働省) 東京都衛生年報(東京都福祉保健局) 荒川区保健福祉事業概要から作成

(1)施策:区民の健康づくりの推進

【この施策の主となる所管課:健康推進課】

生涯健康都市の実現を目指し、健康的な生活習慣が形成されるよう区民の健康づくりを支援する環境整備を行うことにより、健康寿命を延ばすとともに、働き盛りの世代の早世を減らします。

現状と課題

荒川区民は、がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病にかかる割合が高く、これが平均寿命のみならず、健康寿命を短くする主な原因となっています。

また、働き盛りの世代の死亡率が高く、その原因の多くが生活習慣病です。

このような区民の健康状態は、医療費や介護費の増大のみならず、区民の生活の質という観点からも重要な問題です。

生涯健康都市の実現に向け、飲酒、喫煙、食事など区民の生活習慣を改善し、生活習慣病の減少を図るとともに、転倒防止対策などによる介護予防を総合的・戦略的に進めることが必要です。

施策の方向性

健康寿命を伸ばし、早世を減らすため、高齢者を対象とした介護予防対策と働き盛り の世代を対象とした、たばこ対策、肥満対策に重点的に取り組みます。

様々な形での健康づくり情報の提供や普及啓発を継続するとともに、区民が健康づく りを進めやすい環境の整備に向けて全庁的に取り組みます。

健康づくりを進める上で大切なことの一つとして、コミュニティにおけるボランティア活動や趣味の活動等の勧奨をします。

			指標の推移		
施	策の成果とする指標名	平成 18 年度	平成22年度	目標値 (28 年度)	指標に関する説明
	健康寿命 (男性)	80.7 歳 (15 年度)	81.7 歳	82.7 歳	
	健康寿命(女性)	84.3 歳 (15 年度)	85.3 歳	86.3 歳	
	早世(男性)	116.8 (15~17年 平均)	112.0	99.5	40~64 歳の標準化死亡比 (全国を100とする)
	早世(女性)	99.6 (15~17年 平均)	96.4	85.7	40~64 歳の標準化死亡比 (全国を100とする)
	喫煙率(男性)	35%	31%	28%	区民健康意識調査による
	喫煙率 (女性)	18%	16%	14%	区民健康意識調査による
	肥満の割合(男性) BMI 25以上	23%	20%	18%	区民健康意識調査による
	肥満の割合(女性) BMI 25以上	16%	14%	12%	区民健康意識調査による

BMI: Body Mass Index の略で、体重(kg)÷身長(m)2 で算出される肥満の指標のこと。25以上が肥満とされる。(日本肥満学会)

主な取組内容

荒川区健康増進計画の策定

区民の健康増進に向けた支援策の方向性等を示す計画を策定し、着実に推進します。 地域ぐるみ健康づくり推進事業

外食が多い働き盛りの世代がいつでも健康に配慮した食事を取ることができるように、あらかわ満点メニューの開発を始めとした肥満対策を推進します。

受動喫煙防止を呼びかけるメッセージタグやメッセージカードによる受動喫煙防止運動を進めるほか、禁煙治療費の一部を助成し、喫煙率の低下を目指す禁煙チャレンジ応援プランを実施するなど、たばこ対策を推進します。

荒川区健康週間中に健康づくりのイベントを集中的に開催し、全区を挙げた健康づくりの気運を高めるほか、身近な場所からの健康づくりの支援として、健康応援店の拡充、どこでも健康教室・健康相談の実施など、区民の自主グループ活動を支援します。

(2)施策:健康を支える保険・医療体制の確立

【この施策の主となる所管課:国保年金課】

区民が安心して医療を受けられるよう体制を整備し、区民の健康増進、生活の質の向上などに取り組みます。

現状と課題

増加傾向にある肥満者の多くが糖尿病等の生活習慣病を複数持ち、心疾患や脳血管疾患を発症する傾向があるため、生活習慣病有病者・予備群の減少に向け、特定健診・特定保健指導の徹底が重要となってきています。

荒川区の国民健康保険加入率は高く、一人当たりの医療費も高額となっています。 特に老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、新たに創設された「後期高齢者 医療制度」を、だれもが安心・信頼でき、将来にわたり持続可能な制度とするため、 財政や費用負担の面で住民の理解と納得が得られる新たな医療体制を整備すること が強く求められています。

施策の方向性

生活習慣病の「予防」の重要性を理解し、特定健診の受診率を向上させるとともに、特定保健指導を充実するなど、「生活習慣病予防の区民運動」(1 に運動、2 に食事、しっかり禁煙、最後に薬)を推進します。

特定健診対象者(40~74歳)が受診しやすく、効率的で効果的な健診方法、健診体制を構築します。

新たな医療制度に対する区民の理解と納得が得られるよう、財源構成の明確化及び 高齢者と現役世代の負担の適正化など、新制度の運営を的確・適正に行っていきま す。

			指標の推移		
所	施策の成果とする指標名	平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	指標に関する説明
	特定健診受診率	-	40%	52%	特定健診受診者数/対象者 数×100
	特定保健指導件数	-	8,500人	5,800人	
	メタボリックシンドロ - ムの該当者・予備群減 少率	-	8%	32%	目標値は平成 20 年度を「0」 とした減少率
	国保受給者(一般被保険者)一人当たりの医療費	232,968 円 (平成 17 年度 決算額)	184,000円	178,000円	
	後期高齢者医療受給者 一人当たりの医療費	889,887 円 (平成 17 年度 決算額)	770,000円	745,000 円	

主な取組内容

特定健診等の充実

内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム症候群)に着目した健診を実施し、医療保険者として効果的な保健指導を実施します。

後期高齢者医療制度の創設

平成 20 年度から創設する後期高齢者 (75 歳以上) 医療制度が円滑に実施できるよう、システムの開発や区民の方への周知を行っていきます。

2 政策:高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成

【この政策の主となる所管部:福祉部】

現状

荒川区における高齢化は年々進行し、平成 18 年 4 月現在、高齢者人口も 40,000 人に達し、高齢化率は 20%を超え、区民の約 5 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となっています。また、要介護等高齢者も年々増加しており、区内全体で約 6,900 人が要介護認定等を受け、在宅や施設などで介護サービスを利用しています。今後、更に高齢化率の上昇が見込まれることから、将来を見すえた対応が急務となっています。

また、区の障がい者(児)人口(手帳所持者)は、約7,700人となっており、年々増加しています。障害者自立支援法の制定により障がい者に関する制度が大きく転換する中、障がい者が住み慣れた地域で、その能力や適性を十分に発揮し、生き生きと自立した生活ができるよう、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう支援するとともに、就労や社会参加の促進を図っていくことが必要です。

さらに、高齢者や障がい者をはじめ、区民のだれもが住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう、段差の解消やエレベーター等の設置など、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めることが必要です。

政策の方向性

高齢者の積極的な社会参加と活力に満ちた高齢期の生活づくりを支援していきます。 高齢者が健康で安心して暮らせる社会を実現するため、介護予防の取組を推進するとと もに、在宅や施設におけるサービスを充実させていきます。

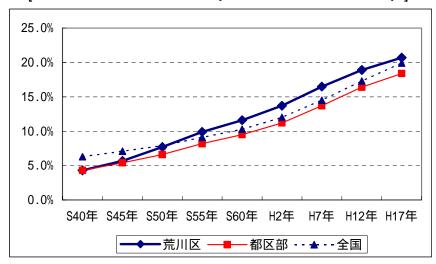
障がい者が、地域社会において自立した生活を営み、様々な分野の活動に参加することができるよう、就学や就労の機会などの確保に努めるとともに、バリアフリー化の推進などユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。

政策を構成する施策

2 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成

- (1)高齢者の社会参加の促進(P30)
- (2)介護予防の推進(P32)
 - 高齢者の在宅生活の支援
 - 介護保険サービスの基盤整備
- (3)高齢者施設の整備・運営支援(P34)
- (4)障がい者の地域社会での自立支援 (P36)
 - 障がい者の居宅サービスの充実
- (5)障がい者施設の整備・運営支援 (P38)
- (6)バリアフリー化の推進 (P40)
 - 低所得者の自立支援
 - 福祉の基盤整備

[荒川区の高齢化率の推移(全国・都区部との比較)]



840年~H12年は、国勢調査に基づく高齢化率

荒川区のH17年は、10月1日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録人口の合計 東京都区部の平成17年は、東京都総務局統計部「東京都男女年齢(5歳階級別人口の予測 (平成15年3月公表))」

全国のH17年は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年1月推計)

(1)施策:高齢者の社会参加の促進

【この施策の主となる所管課:福祉高齢者課】

高齢者が生きがいを実感し、充実した生活を送ることができるよう、就労等の支援を 行うとともに、ボランティア活動等を通じた高齢者の社会参加の促進を図ります。

現状と課題

荒川区高齢者生活状況調査(平成 17 年 11 月実施)によると、多くの高齢者が働くことや地域の人とのつきあいに生きがいを感じています。また、趣味や教養を高めることも必要と感じています。

シルバー人材センターによる就業では、希望した収入が得られていない場合や、経験、 知識が活用できていない状況があります。

ひろば館やふれあい館等において、高齢者の生きがいづくりやレクリエーション事業 を行っています。

施策の方向性

レクリエーション、スポーツ、交流事業、奉仕活動、環境美化活動など様々な活動を 行っている高年者クラブや、高齢者を対象として教養文化活動を実践しているシルバ ー大学等の活動に対し、支援を行っていきます。

地域の高齢者が楽しく働くことによって、生活感の充実と福祉の増進を図るよう、シ ルバー人材センターの事業を支援していきます。

ふれあい館等を活用し、高齢者の生きがいづくりのための事業の充実を図っていきます。

			指標の推移		
ħ	施策の成果とする指標名	平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	指標に関する説明
	シルバー大学受講者数	1,186人	1,270人	1,350人	
	シルバー人材センター 就業実人数	1,160人	1,300人	1,440人	

主な取組内容

シルバー人材センターの支援

シルバー人材センターが高齢者の就業に関する調査研究や相談機能等を充実するとともに、高齢者が満足できる仕事を提供できるよう支援します。

(2)施策:介護予防の推進

【この施策の主となる所管課:福祉高齢者課】

高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって日常生活を送ることができるよう、介護 予防のための施策を推進します。

現状と課題

荒川区では介護が必要な状態にならないよう、また、介護を受けている状態を悪化させないように、そして、できる限り元気で生き生きとした生活が送れるようにするため、介護予防事業を区独自に進めてきました。

首都大学東京と開発をした荒川ころばん体操の取組は、実施する前と実施した後での効果測定において、転倒予防に対する充分な効果が認められています。

学校施設や高齢者施設を活用した会食サービスを行い、低栄養予防対策を行っています。

高齢者がいつまでも健康でいられるよう、介護予防の取組を普及、啓発し、広げてい く必要があります。

施策の方向性

高齢者の日常生活動作の低下を未然に防止し、生活機能を維持・向上させるための介護予防の推進を図っていきます。

平成 18 年度に設置した介護予防懇談会において報告のあった、介護予防の課題や新たな取組について、検討し、実施していきます。

栄養バランスのとれた会食サービスを拡充していくことで、高齢者の低栄養を予防するとともに、外出を促し、閉じこもりの防止を図ります。

より多くの高齢者に介護予防の取組を広く普及するため、介護予防パンフレットの配布や転倒予防体操実施団体等との交流を継続的に実施し、啓発を図ります。

			指標の推移		
ħ	施策の成果とする指標名	平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	指標に関する説明
	要介護等認定者出現率	17.6%	17.4%	17.7%	要介護等認定者数/65 歳以 上人口
	健康推進リーダー活動 者数	160 人	215 人	300人	荒川ころばん体操・荒川せらばん体操・おたっしゃランチ等リーダーの数
	介護予防体操参加者数	1,700人	1,800人	2,100人	荒川ころばん体操・荒川せ らばん体操参加実人数
	高齢者会食サービス参加者数	230 人	320 人	350 人	おたっしゃランチ・おげん きランチ参加実人数

主な取組内容

介護予防活動の実施

高齢者の日常生活動作の低下を未然に防止し、生活機能を維持・向上させるため、 口腔保健教室、認知症予防教室、荒川ころばん体操、荒川せらばん体操など介護予防 事業の実施場所の拡大や介護予防懇談会で提言のあった様々な介護予防事業を推進 します。

転倒予防体操の普及啓発

転倒予防体操(荒川ころばん体操)を広く普及させるため、様々なPR活動や啓発 活動を行っていきます。

会食サービス事業

小学校及び高齢者在宅介護通所サービスセンター等において、栄養バランスのとれた高齢者会食サービスの拡大を図ります。

健康推進リーダー育成

介護予防事業を地域に広く展開し、自主的に活動できる健康推進リーダーの育成を 推進します。健康推進リーダーには専門的な知識の習得を促します。

(3)施策:高齢者施設の整備・運営支援

【この施策の主となる所管課:福祉高齢者課】

介護を要する高齢者等が適切にサービスを受けられるよう、介護サービスの基盤を充 実させるとともに、支援体制を充実させます。

現状と課題

特別養護老人ホームの入所希望者(待機者)は600人を超え、そのうち、要介護4・5の在宅で介護を受けている入所希望者は180人ほどいる状況です。

在宅高齢者通所サービスセンターでは、介護保険制度上の利用基準に該当する方を対象に、機能訓練や、趣味・生きがい活動等による通所介護サービスを実施しています。 介護が必要になっても、住み慣れた地域での生活ができるよう、地域密着型サービス等を実施しています。

施策の方向性

特別養護老人ホームの入所希望者の解消に向けて、民間事業者に特別養護老人ホーム建設の誘致を図っていきます。

在宅高齢者通所サービスセンターにおいては、施設を活用した介護予防事業に取り組んでいきます。

地域密着型サービスについては、日常生活圏域ごとの地域の特徴や高齢者人口の動向、 必要なサービス量などを考慮して、バランスのとれた高齢者施設の整備がされるよう 配慮して取り組んでいきます。

			指標の推移		
ħ	施策の成果とする指標名	平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	指標に関する説明
	特別養護老人ホーム入 所者数	500 人	600人	700人	
	地域密着型サービス事 業所の整備箇所数	6 か所	13 か所	13 か所	「第3期高齢者プラン」に おける計画値

主な取組内容

特別養護老人ホームの整備支援

在宅生活が困難な介護度の重い高齢者が、住み慣れた地域で必要な介護等の提供を 受けられるように区内に特別養護老人ホームの誘致を進め、整備を支援していきます。 地域密着型サービス事業所の整備支援

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で生活を継続できるように、日常生活圏域内での地域密着型サービス事業所(小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型生活共同介護及び通所介護)を支援し、充実を図ります。

(4)施策:障がい者の地域社会での自立支援

【この施策の主となる所管課:障害者福祉課】

障がい者が安心して自立した生活を営むための支援を行います。また、精神障がい者、薬物、アルコール依存等に悩む人に対するサポート・ネットワーク体制の整備を支援します。

現状と課題

障がい者の実情に応じた総合的・計画的な推進を図るため、荒川区障がい者プランを 策定しました。

障がい者が地域社会において、文化的・社会的に自立した生活を営むために、自己の可能性を最大限に発揮し、社会参加や自己実現を図るための活動ができるよう支援しています。

障がい者雇用の促進に向けて、障がい者就労支援を行っています。

保健師活動としての訪問や関係機関とのネットワークを充実させ、精神障がい者の早期治療の促進を図り、精神障害者地域生活支援センターやデイケア事業により、精神障がい者の社会適応等を行っています。さらに、精神障がい者のための総合的・生活的なサポートが求められています。

薬物乱用予防対策として、小学校向け予防教育を行っています。

施策の方向性

障がい者プランに基づき、自立支援給付や地域生活支援事業の実施を円滑に推進していきます。

障がい者の社会参加を促進するため、地域社会を通じ、趣味や活動の場をつくるとともに、生活の基盤を整備するために、障がいの程度に応じた就労支援対策を促進し、訓練の充実や一般就労を目指した就労支援を行います。

福祉サービス等の利用について、情報提供等を行い、利用する方のサポート体制の充実を図ります。

			指標の推移		
ħ	施策の成果とする指標名	平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	指標に関する説明
	障がい者の就労人数	37 人	71 人	112人	「じょぶあらかわ」に登録 し、一般就労をした人数 平成 18 年度は見込み数

主な取組内容

荒川区障がい者プランの策定

平成 18 年度に障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を包含する荒川区障がい者 プランを策定し、推進していきます。

障がい者の就労支援(荒川区障害者就労支援センター「じょぶあらかわ」)

障がい者が地域で生き生きと生活できるよう、障がいの程度や状況に応じた就労支援や小規模通所授産施設等での指導員の配置、設備に対する補助、各機関と連携を図った相談支援等を実施し、社会参加や自己実現を図り、地域社会での自立を支援します。また、北庁舎において就労の場を確保し、検証を行います。

民間事業者による就労支援

特例子会社を設立しようとしている企業に対し、障がい者雇用にかかわる支援を行うとともに、研修の場を確保し、民間事業者による就労を支援していきます。

相談支援体制の充実

いつでも相談できる支援体制を整備するために、地域自立支援協議会を設置します。 また、地域で安心して生活するために必要な福祉サービスをマネージメントする質の 高い相談支援システムを確立します。

(5)施策:障がい者施設の整備・運営支援

【この施策の主となる所管課:障害者福祉課】

障がい者が安心して暮らしていけるよう、入所及び通所施設の整備・支援を行います。

現状と課題

障害者自立支援法に基づく施設運営体系の見直しにより、更生施設は訓練事業所、授 産施設及び民間作業所は就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所への移行が必 要となります。民間作業所においては、経営計画を検討していく必要があります。

施設によっては、障害者自立支援法の地域生活支援事業該当事業所となるため、相談 体制の強化を行う必要があります。

重度障がいをお持ちの方のためのグループホームが平成 18 年度に開設しました。 障がい児の放課後及び長期休業期間中の活動場所の確保のために、平成 18 年度に開 設したグループホームを活用して、放課後を過ごせるタイムケア事業を始めました。

施策の方向性

障害者自立支援法に基づく施設運営体系の見直しや、作業所から一般就労へのステップアップの促進のための事業を講じます。

デイサービス事業や相談事業については、障害者自立支援法における地域生活支援事業となるため、当該事業について、荒川区における地域特性等を活かした対応を図ります。

障害者自立支援法における訓練事業所としての区立施設(生活実習所等)の展開及び 運営を考えるとともに、「施設から地域へ」の考えの下、生活の拠点となるグループ ホームや日中の活動場所となる通所施設の整備を図ります。

障がい児の放課後及び長期休業期間中の活動場所として、障がい児タイムケア事業を 展開し、活動場所の確保を図ります。

	指標の推移				
ħ	施策の成果とする指標名	平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	指標に関する説明
	生活実習所利用定員	85 人	98 人	98 人	生活実習所の定員拡大を図 り、養護学校卒業者等の増 加に対応します。

主な取組内容

区立障がい者施設

障害者自立支援法に基づく自立支援給付体系のサービスを提供する施設に移行します。また、養護学校卒業後、通所を希望する方が全員通所できるよう、定員を拡大し、整備するとともに、心身障害者福祉センターを旧保健所に移転します。

知的障がい者民間福祉作業所

障害者自立支援法に基づく自立支援給付体系のサービスを提供する施設に移行します。移行に向けて、勉強会、連絡会等を実施し、移行がスムーズに進むよう指導、助言を行います。また、施設の開設を支援していきます。

精神障がい者民間作業所

障害者自立支援法に基づく自立給付体系のサービスを提供する施設に移行するとともに、精神障がい者の社会適応訓練の場を確保し、社会復帰の促進を図ります。

障がい者グループホーム

障がい者が地域で自立した生活ができるよう、民間事業者にグループホームの整備 を促していきます。

(6)施策:バリアフリー化の推進

【この施策の主となる所管課:障害者福祉課】

だれもが安心して生き生きと生活できるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを 目指し、様々なバリアフリー化を推進します。

現状と課題

障がい者や高齢者を始めとして全ての利用者の安全な移動を確保するため、歩道等の 再整備を進めています。

障がい者施策として、南千住~町屋地域を運行するコミュニティバス「さくら」の運賃を障がい者は無料とし、障がい者の交通移動手段の確保を図っています。また、鉄道駅においてはエレベーターの整備補助を行い、障がい者の垂直移動手段の確保を図っています。

障がい者の情報バリアフリーとして、IT講習会の実施、プロジェクター等の整備を 行い、障がい者の情報バリアフリーに努めています。

施策の方向性

歩道の再整備を計画的に行い、移動しやすい歩道を確保していきます。特に、「日暮 里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」において特定経路として位置づけた路線の バリアフリー工事を重点的に進めるとともに、特定経路以外の路線のバリアフリー化 についても、整備を推進していきます。

コミュニティバスの双方向走行や路線の延長などを図り、障がい者の移動手段の確保 を充実します。また、エレベーターの整備補助については、区内各駅の整備状況や整 備計画等を把握し、支援していきます。

障がい者だけでなく、高齢者など幅広い方々を対象に情報バリアフリーを推進してい きます。

		指標の推移			
施策の成果とする指標名	平成 18 年度	平成 22 年度	目標値 (28 年度)	指標に関する説明	
步道再整備率	29%	35%	42%	実施延長/区道歩道設置路線延長	

主な取組内容

歩道の再整備

日暮里中央通り、あやめ通りの歩道の構造をマウントアップ形状からセミフラット 形状に再整備し、歩道のバリアフリー化を図ります。

コミュニティバス運賃補助

障がい者のコミュニティバスの運賃を無料化し、外出を支援します。

駅エレベーター設置

高齢者や障がい者を始めとしたすべての利用者の移動を円滑にするため、鉄道事業者が実施するエレベーター設置に対して補助し、バリアフリー化を図ります。

